

## 歯科医師法及び歯科医業に関する意識調査 集計結果

2018年5月18日現在

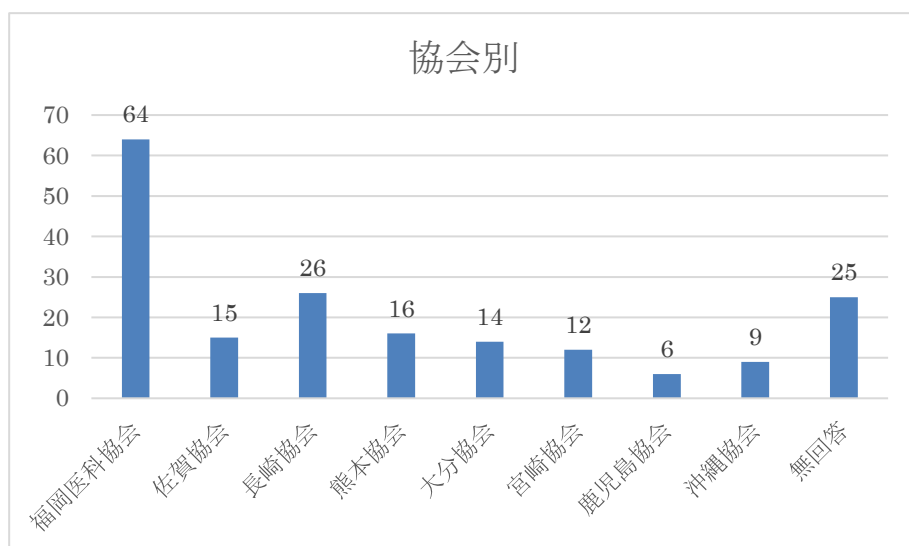
調査対象：保団連九州ブロックの医科会員の先生方約 992 名（予定数）

調査期間：2018年4月1日～2018年4月30日

回答数：187件（2018年5月18日現在） 回答率：18.3%

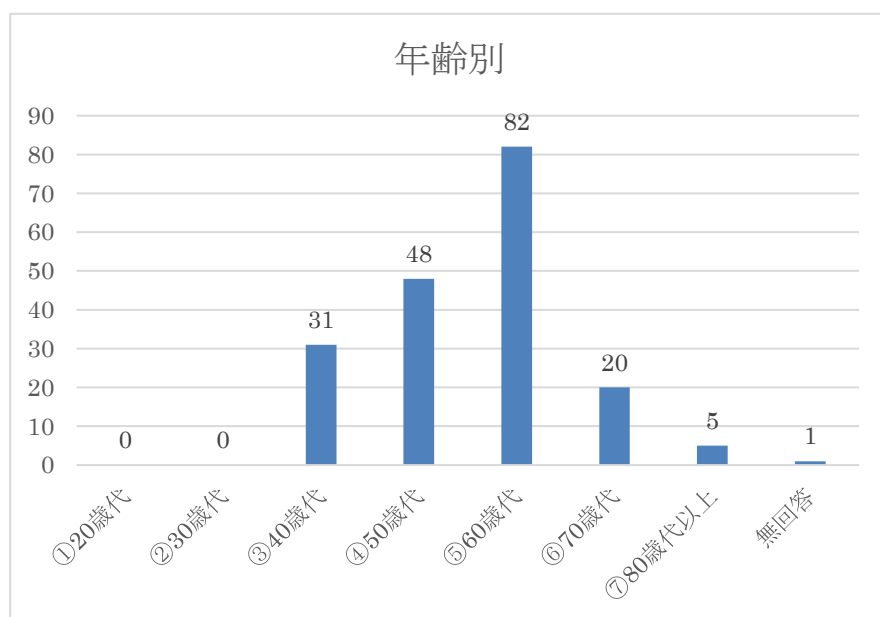
### 問00. 所属協会

福岡医科協会	64
佐賀協会	15
長崎協会	26
熊本協会	16
大分協会	14
宮崎協会	12
鹿児島協会	6
沖縄協会	9
不明	25
合計	187

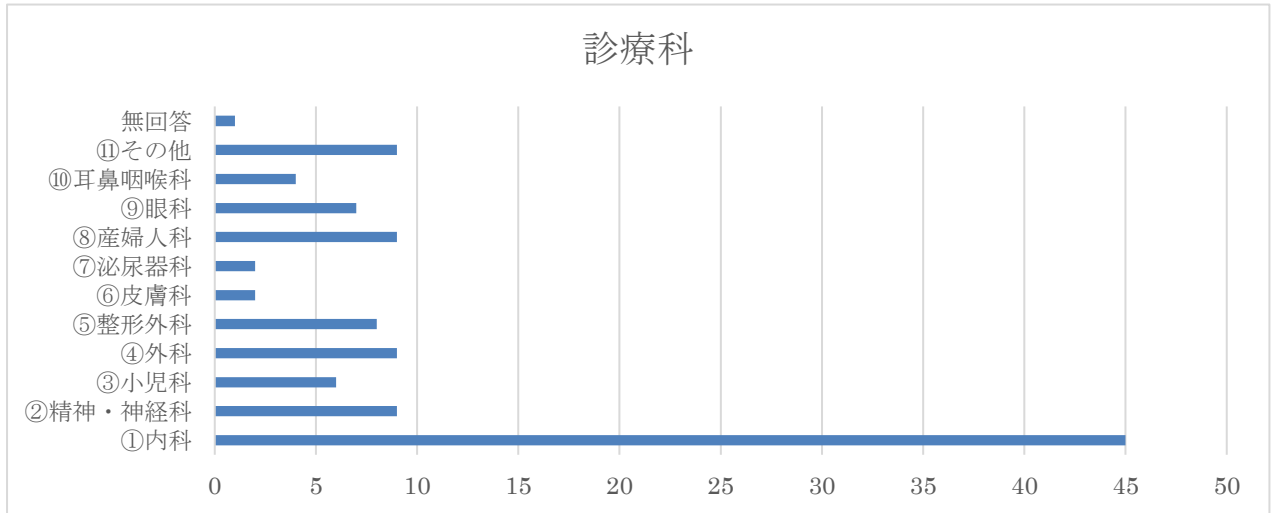


### 問01. 先生のご年齢をお教えてください。

①20歳代	0
②30歳代	0
③40歳代	31
④50歳代	48
⑤60歳代	82
⑥70歳代	20
⑦80歳代以上	5
無回答	1
合計	187



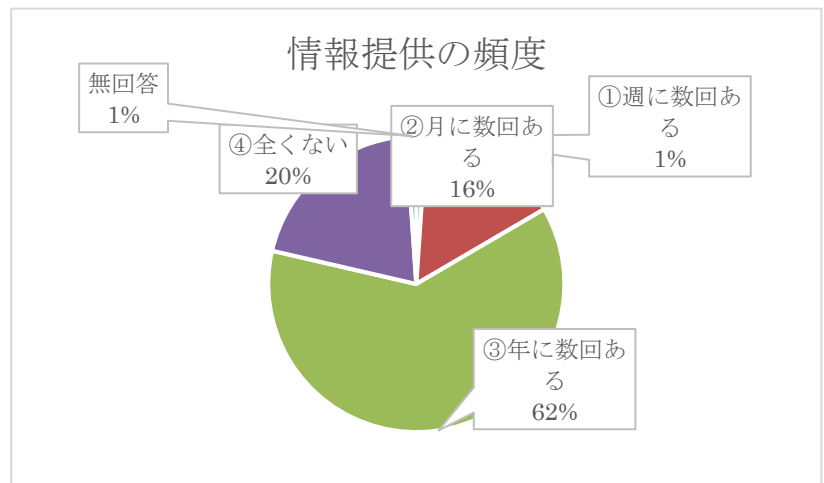
問 02. 先生の主な診療科目をお書きください。



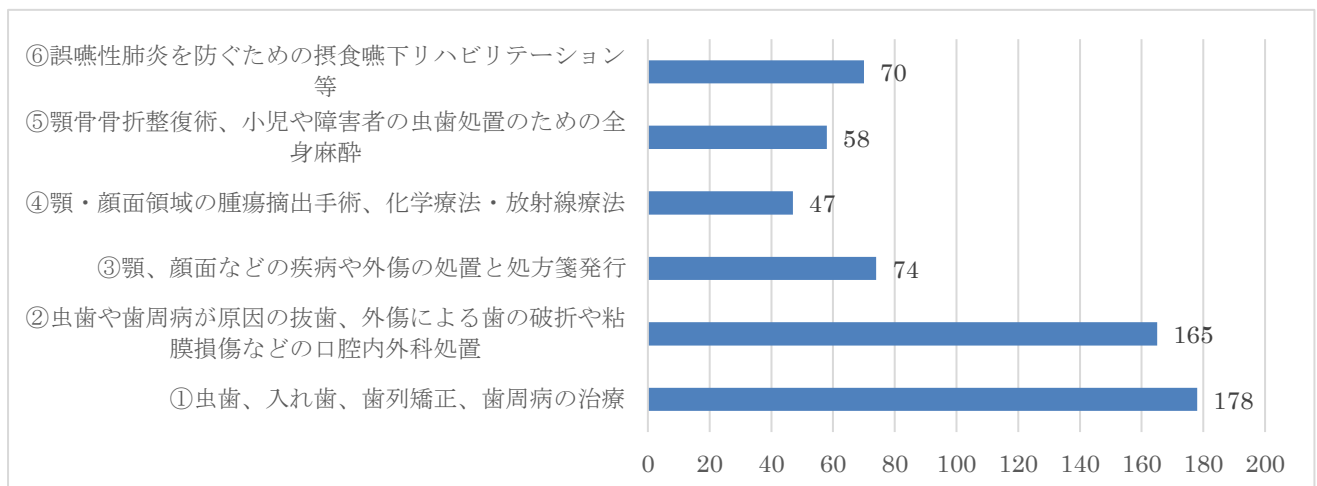
- ・ 麻酔科
- ・ 大腸肛門科
- ・ ペインクリニック
- ・ 心療内科
- ・ 形成外科
- ・ 形成外科
- ・ 循環器内科
- ・ 形成外科
- ・ 脳外科、老年内科
- ・ ペインクリニック
- ・ 循環器科、血管外科
- ・ ペインクリニック
- ・ 形成外科

問 03. 先生は日常診療の中で、歯科（口腔外科含む）と、診療情報提供書を交わして診療することがありますか。（歯科との診療連携を行っていますか。）

①週に数回ある	2
②月に数回ある	29
③年に数回ある	116
④全くない	38
無回答	2
合計	187

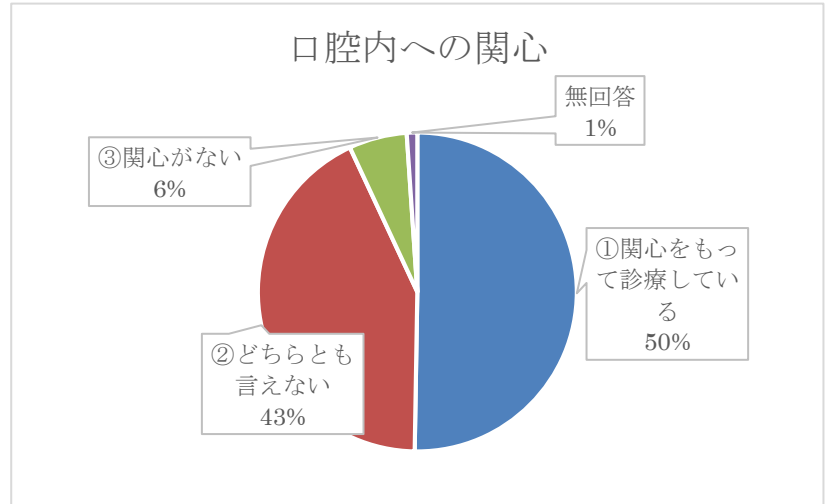


問 04. 「歯科医業」についてどのようにイメージされますか。（複数回答可）

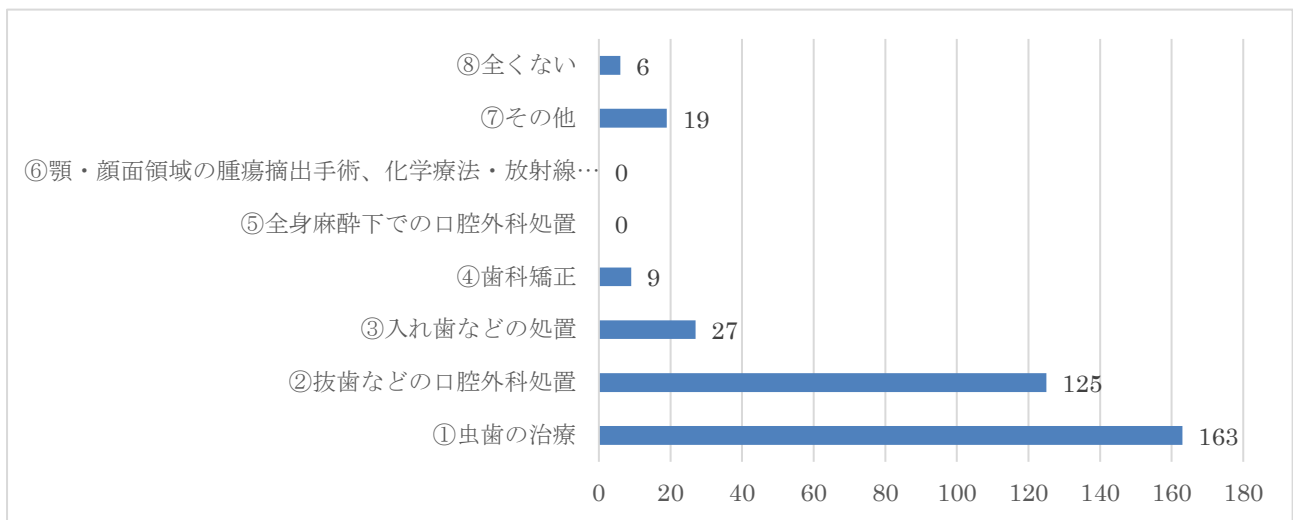


問 05. 先生は日常的に、口腔内に関心をもって診療していますか。

①関心をもって診療している	94
②どちらとも言えない	80
③関心がない	11
無回答	2
合計	187



問 06. 先生は医師になって以降下記のような歯科治療を受けられたことがありますか。

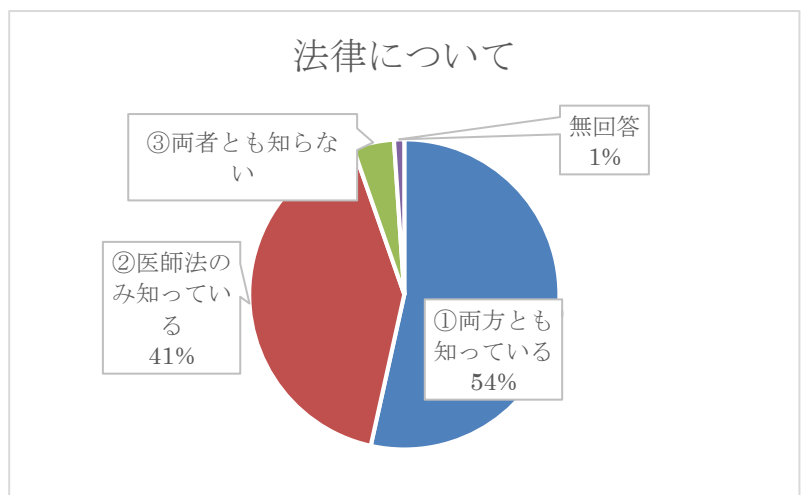


- ・ インプラント
- ・ インプラント
- ・ 親知らず、抜歯
- ・ インプラント
- ・ 歯周病予防メンテ
- ・ 年2回位、口腔の清掃
- ・ 2月に一度のクリーニング
- ・ 感染の排膿等
- ・ 顎関節症
- ・ 顎関節症
- ・ 歯の健診
- ・ 歯石除去
- ・ インプラント
- ・ インプラント
- ・ インプラント
- ・ 歯石除去

問 07. 下記の法律をご存知ですか。

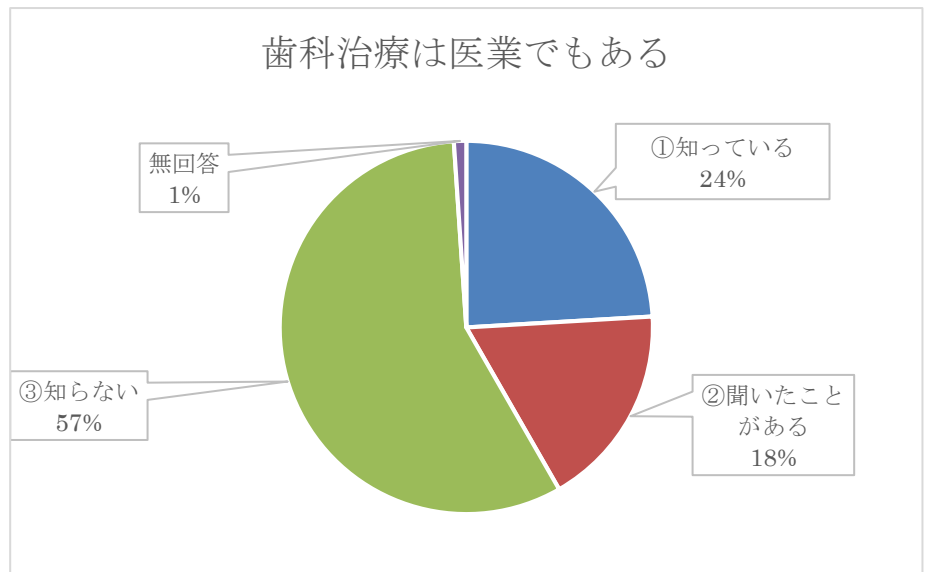
- 1) 医師法第 17 条「医師でなければ、医業をなしてはならない」
- 2) 歯科医師法第 17 条「歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない」

①両方とも知っている	100
②医師法のみ知っている	77
③両者とも知らない	8
無回答	2
合計	187



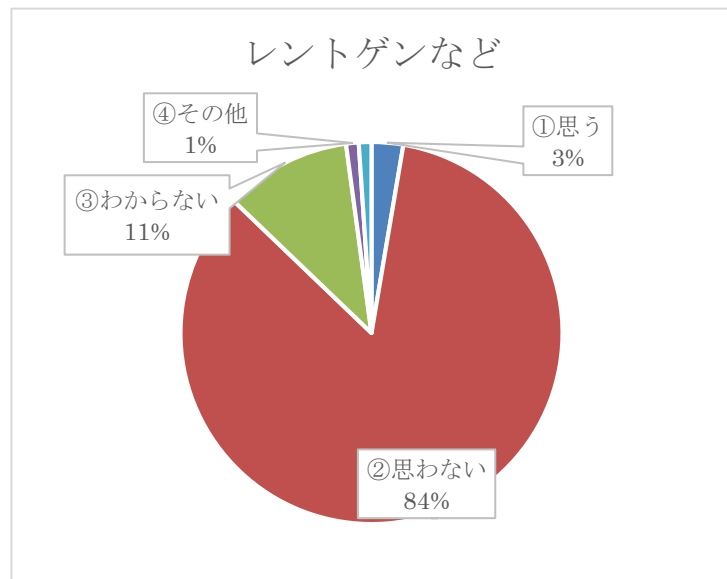
問 08. 「歯科医業のうち、歯髄炎の抜髄・治療、歯肉疾患の治療、拔牙は医業でもある」と厚労省は通知しており、医師でも行うことができますが、ご存知ですか。

①知っている	45
②聞いたことがある	33
③知らない	107
無回答	2
合計	187



問 09. 歯科医師は、日常的に人体に侵襲を加える口腔外科はもちろん、レントゲン撮影、処方箋発行などの医業をなしていますが医師法違反の医行為だと思われませんか。

①思う	5
②思わない	158
③わからない	20
④その他	2
無回答	2
合計	187



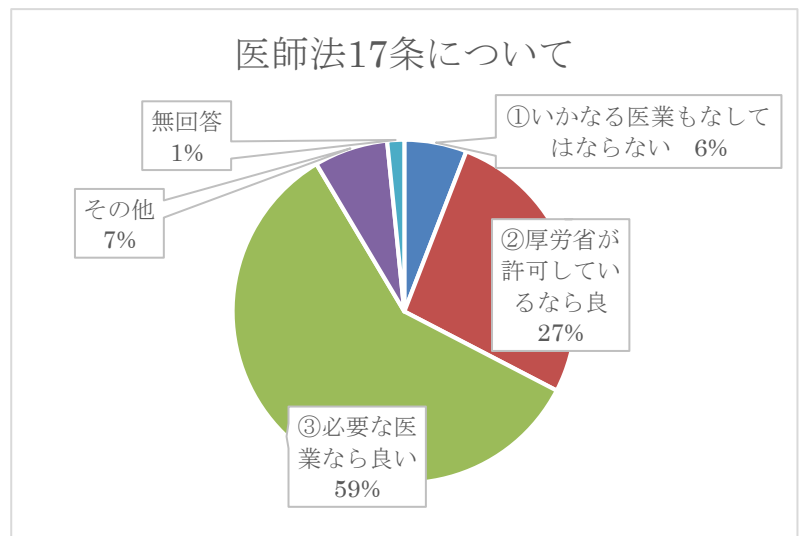
その他の意見

- ・ 歯、歯肉、歯槽骨以外は問題だと思う。
- ・ レントゲン撮影は、口腔外科領域に関しては全く問題ないと思われませんが、頸部や頭部が含まれると、医科へのコンサルトが必要と思います。

問 10. 医師法第 17 条を厳格に適用すると、歯科医師は医業をなしてはならないということになります  
が、これについてどう思われますか。

- ①医師法第 17 条がある限り、歯科医師はいかなる医業もなしてはならない。
- ②厚労省が許可を通知しているのなら歯科医師も医業をなしてもよい。
- ③歯科医療を遂行するために必要な医業なら歯科医師もなしてもよい。
- ④その他のご意見：

①いかなる医業もなしてはならない	11
②厚労省が許可しているなら良い	50
③必要な医業なら良い	110
その他	13
無回答	3
合計	187

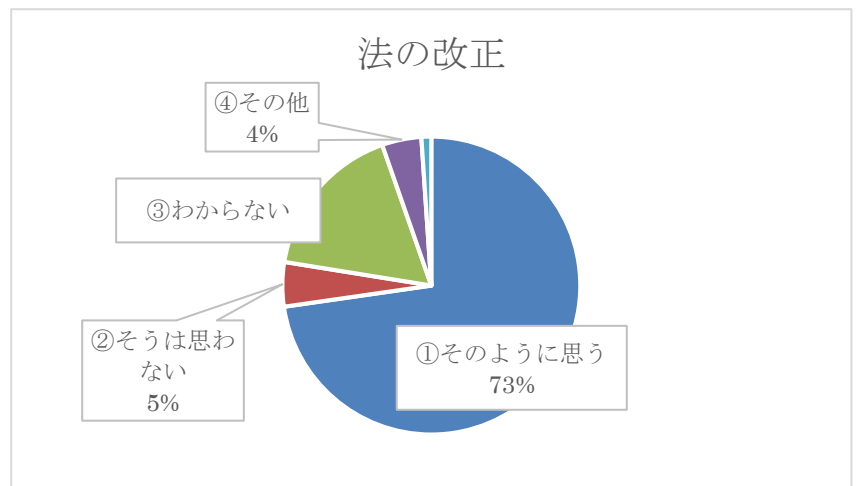


#### その他ご意見

- ・ 歯科教育と行政の整合性の上、法改正が必要
- ・ 医師法第17条が成立する時にどのような背景があったのかを認識した上で必要であれば法改正を行うべき
- ・ 問8で「医業でも」と記載あるので「主は歯科医業だが医師も可」と解釈しましたが、ちがうのでしょうか。
- ・ 改正すべきでしょう(現状に合わせて)。
- ・ 法整備をすべき。
- ・ 稀ですが、歯科治療中に局麻でもショック状態になる事があります。私は以前から、小児や障害者の歯科治療時の全身麻酔にやや不安を持っていました。ショック時の血管確保、呼吸の管理(挿管等も含めて)、ステロイドの使い方などの全身管理は、ベテランの医師でも難しい事なので、全身麻酔は、個人の医院での施行には反対です。医師がいる大病院では良いと思います。
- ・ わからない
- ・ 歯科医業の範囲に現在日常的に行っている医業を含める必要がある。
- ・ わかりません。
- ・ 内容による。
- ・ ③が正しいと思うが、まずは厚労省のうしろだても必要(医師会の抵抗も考慮)。
- ・ 何が医療かの線引きがわからず、答えたくても答えられません。

問 11. 歯科医療の現状に合うように、「歯科医師は『歯科医療に関連する医業』をなしても良い」と法を変えても良いと思われませんか。

①そのように思う	136
②そうは思わない	9
③わからない	32
④その他	8
無回答	2
合計	187



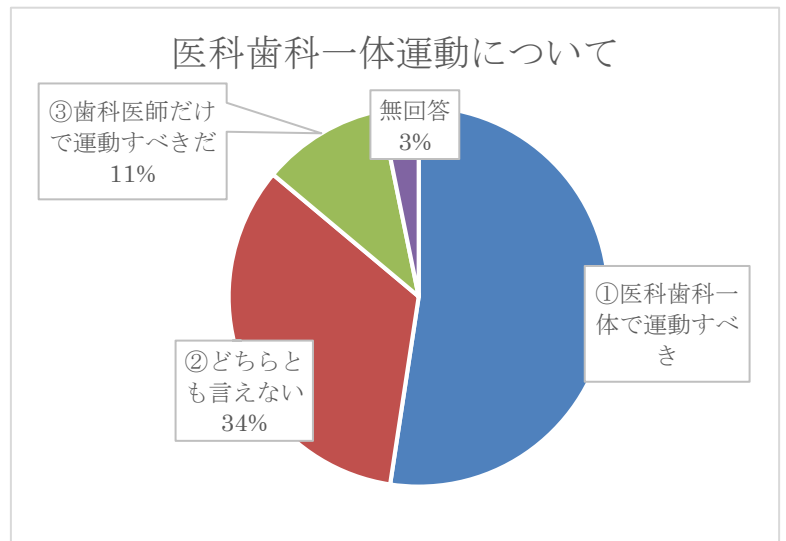
その他ご意見など

- ・ 歯科教育と行政の整合性の上、法改正が必要
- ・ 医師法第17条が成立する時にどのような背景があったのかを認識した上で必要であれば法改正を行うべき
- ・ 難しい。
- ・ 上記の全身麻酔(歯科医師1人での)の件以外は①です。
- ・ 具体的に限定する医療行為を例示すべきである。
- ・ 内容を限定すべき。
- ・ 歯科医療についての規定(何が歯科医療なのか)をまず明確にすべきである。
- ・ 歯科医業の範囲を現状にあう様、定義しなおせば良いだけだと思う。

問 12. 歯科医師法を変えるためには医科歯科一体で運動を進めた方が良く考えますか。

①賛成    ②反対    ③歯科医師だけで運動すべきだ。    ④わからない

①医科歯科一体で運動すべき	98
②どちらとも言えない	63
③歯科医師だけで運動すべきだ	20
無回答	6
合計	187



その他ご意見など

- ・ 「本来①ですが理解のない医師もいるのでまず③で運動すべき。」
- ・ 「全く運動する必要はない！」
- ・ はっきりした理由がわかりません。
- ・ 歯科医療に関連する医業とは具体的に何なのか。
- ・ 「何でも医科になっているところ。専門性は分担すべき」
- ・ 「看護師、リハ、ケアマネ、栄養士とともにチームである。チームが働きやすい法改正が必要」
- ・ 「歯学部教育や国家試験の内容を知らないのわかりません。」
- ・ 明治37年の実情に合わない歯科医師法は、早く改正される事を願います。そのためにも医科も協力すべきと思っております。頑張ってください。

問 13. 歯科医師に対して改善を求めたい部分や、このアンケートについてのご感想等、自由にご意見をお書きください。

- ・ ①今まで多くの歯科クリニックで治療をうけてきたが、Dr.の pat.への説明が乏しすぎる。
- ・ ②このアンケート結果をお知らせいただくと助かります。
- ・ ①歯科—口腔外科—耳鼻科の領域は協調すべきと考えます。
- ・ ②保険支払側に硬直した考えがあるのでは？
- ・ がん治療などにおいて歯科の先生とはこれまでも協力してやってきました。歯科領域は非常に大切な役割をになっていると考えています。
- ・ このアンケートが必要であったと考えます。
- ・ よろしくお願ひします。
- ・ 「現状で歯科医師は分不相応の医師法違反行為をしていると判断している。そんなに医業がしたいのなら、私のように医学部に入り直し、医師免許を取得すればよい！」
- ・ アンケートの主旨がよくわかりません。何が問題になっているのかがわかりませんでした。
- ・ 医と歯の境界を明確にするのは難。受診者にも不便不利益。口腔歯学部と名称変更した大学もあるほどであって、このような考え方こそ先見の明がある。とくに口腔外科と口腔歯科の区別はナンセンス。耳鼻科、眼科と同様に歯科もあると考えるが、医と歯のカリキュラムの差が障害になっている。一部の教育課程を共有(共通化)するなどして、とくに、麻酔、薬理(人体薬理)学、静注、筋注、処置および切開などの医行為は共通としてよいと考える(もちろん救急蘇生も含む)。
- ・ 医業科目があまりにも細分化され過ぎて、歯科だけ特別扱いされているのは少しおかしい気がする。
- ・ 医師は歯科医師の行う必要がある医業について全く知らないのでおしえてほしい。
- ・ 拡大解釈として顔面の自由診療(ヒアルロン酸注射)を行うのはアウトだと思いますが、かみあわせ・姿勢については医科歯科協力して行ってよいと考えます。
- ・ 境界領域はどちらが加療してもいいと思う。
- ・ 局所麻酔は、可能な限り少なくしたほうがよいが、歯科医師のなかには unnecessaryな麻酔をしすぎる人が多い。
- ・ 現状を追認する方向で、法改正や通達をすすめていくべきだと思います。
- ・ 口腔内の異常感覚などには全身的(うつ病・神経症などの精神科疾患など)が原因のこともあり、同上の疾患に対し、どの程度まで歯科の先生が治療されるのか、疑問に思うことがあります。(線引きは難しいでしょうが)具体的には漢方薬なども含め、投薬内容にしばりがいるのではと感じたことがありました。
- ・ 国家資格を持った者が、EBMに基づいて国民の為に治療するのは正しい事である。エステティシャン等が医療行為を行うのは違法であると思う。
- ・ 骨粗鬆症の薬と顎骨壊死の関係について医科・歯科統一した見解を出してもらえればと思っております。
- ・ 今までこの議論はされてきたのでしょうか？改正されてないのが不思議ですし、問題です。
- ・ 私が麻酔科時代、歯科麻酔の研修に来ていた歯科医は皆、とてもまじめにやり、とても優秀でした！
- ・ 歯科のことは、よく分からず、申し訳ありません。
- ・ 歯科は予約がしっかりしているため、紹介しづらい。どのような患者をみてもらえるのか情報が少ない。
- ・ 歯科医業 etc の問題について全く知識がありませんでしたが、歯科と医科は重なる部分があり、それをスパッと分ける必要はないと思います。
- ・ 歯科医業がより良くやりやすく全般的改善がされるべきだと思います。
- ・ 歯科医業についてあまり知らない事がわかりました。
- ・ 歯科医師が身体侵襲的な処置を一部避けて通れない以上、歯科医師自身を守る法律の整備が必要です。かつ、アナフィラキシーや誤嚥による気道閉塞に備え、緊急的処置や治療が歯科医師であってもできることを標準化していく必要もあると思います。
- ・ 歯科医師国家試験において出された問題は厚労省が認めたものであるから、この出された問題分野においての行為は当然許可された行為と考えていいと思う。

- ・ 歯科医師法そのものが、よくわからないし、何が現状にそぐわないのか具体的にイメージできません。
- ・ 歯科医療も医業の一部であるので、本来ならば、歯学部も医学部の中に含めて医業の中の歯科とすべきと考える。
- ・ 歯科口腔外科は、舌癌・口腔癌の頸部リンパ節転移に対して、頸部郭清術を行っている。これは、医業に相当します。医師法に違反する行為を堂々と行っています。歯科医師は歯科医業のみに専念すべきです。
- ・ 歯周病加療がもっと身近に行えるとよいかと思います。
- ・ 時代に則した法律に変更すべきである。
- ・ 小生の従兄弟にも歯科医がおりますが報われているとは思えず違和感があります。歯科全体の仕事内容を世間に広く知ってもらうPRが必要ではないかと感じています。
- ・ 正直なところ、歯学部がどのようなことを学ぶのかも知りませんし、その後の研修制度もどうなのかもわからないので、意見や、アンケートの答えが正しいのかわかりません。もう少し医師に対しての現況を説明してもらってからアンケートが正しいと思います。正直、明治 37 年のままと法律も不思議ですし、どうして歯科だけは歯科だけ独立しているかも不思議です。流れがわからないので。
- ・ 当センターは障害児歯科と連携して診療しています。
- ・ 法律で歯科治療を妨げることがあってはいけません。
- ・ 麻酔科出身のため、歯科医師が麻酔を行っていた時代を知っている。大学の口腔外科も完全に医業と思える診療を行っていた。グレーゾーンだと思うため、このアンケートは難しい。
- ・ 密接な歯科医との連携で解決できるのでは。
- ・ 論理矛盾のある法律は「だれでもわかりやすい日本語で」正して欲しい。やがてAIが判断してロボットが診療する時代がくるかもしれない。そういったときの法律改正のためにも。
- ・ 改善を求めたい具体的な内容がこのアンケートでは不明である。わかりやすく説明してもらいたい。
- ・ 個人差が大きいのですが(年齢もあると思いますが)「感染」に対する知識や対策が不十分と感じる時があります。針刺し事故よりも、実は歯科治療器具での肝炎や血液疾患の感染数が多いと言われています。今後も歯科医科協力して、感染防止に努める必要があると思います。
- ・ 感染情報の医科→歯科への情報提供が少ないのではと思います。(医科にかかりつけ医のある方は少なくともお持ちすべきですが、この件は医科の意識が低いのではと常々感じております)。医科と歯科でのコミュニケーション不足があります。